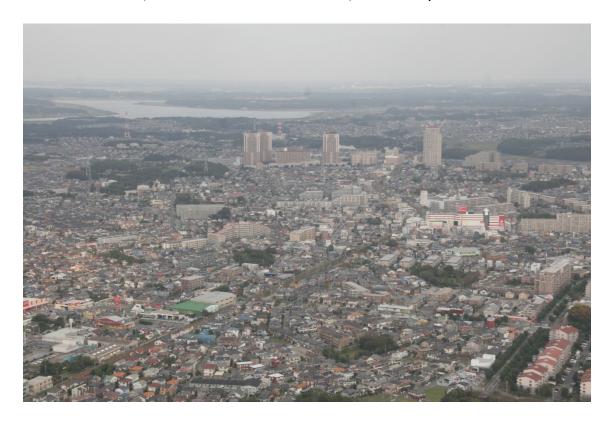
国土交通大臣 羽田 雄一郎 様

要望書

航空機騒音への対策に関する要望





航空機騒音への対策について要望 いたします。

平成 24 年 10 月 15 日

国土交通大臣 羽田 雄一郎 様

佐倉市長 蕨 和雄

要望事項

千葉県佐倉市

1. 項目

航空機騒音への対策について

【要旨】

平成22年10月21日から羽田空港(東京国際空港) D 滑走路の供用が開始され、着陸経路の変更が行われたことから、夏季に多い、南風好天時において、佐倉市上空を高度4000フィートで着陸機が頻繁に通過しております。

これに伴い、昨年以降夏季を中心に、市民から航空機騒音に関する苦情が多く寄せられております。

佐倉市といたしましては、これまで千葉県及び関係25市町からなる「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」を通じて、国との協議を行い、騒音の軽減に向けた要望を継続してまいりました。

しかし、当市域を含む千葉県内陸部については、D 滑走路供用後、実効性のある対策がなされていない状況であり、市民から騒音対策を求める声は、ますます大きくなっております。つきましては、国において、当市における騒音の実態を詳細に把握し、責任をもって、騒音対策を早急に実施されるよう要望いたします。

2. 要望文

平成22年10月21日から羽田空港(東京国際空港)D滑走路の供用が開始され、これに伴い着陸経路の変更が行われた結果、南風好天時においては、羽田空港に向け高度を下げる着陸機が、市内西志津に置かれた DATUM では、高度4000フィートに降下し、その後、千葉市上空に向け低空の水平飛行で航行しております。また、着陸機の通過頻度は5分に1回程度と頻繁であり、今後は更に増加する見込みとされております。

D滑走路供用後、平成23年5月以降、市民から航空機騒音に関する苦情、問い合わせが数多く寄せられ、本年も5月以降、騒音のない静かな生活環境を返してほしいと訴える声は増える一方であります。

佐倉市といたしましては、これまで千葉県及び関係25市町からなる「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」を通じて、 飛行高度の引き上げ、航路の分散化、騒音の実態把握について、継続して要望してまいりました。この結果、今年度は、夏季と冬季に各1回の臨時騒音測定が市内で実施されることとなりました。

しかしながら、実効性のある騒音軽減策は、行われておりません。つきましては、国の責任において、騒音の実態を詳細に把握し、その結果を公表するとともに、具体的かつ実効性のある騒音対策を、早急に実施してくださるよう要望いたします。

【具体的な要望事項】

- 1. 当市における航空機騒音の実態を把握するため、固定騒音測定局を市内に設置し、その結果を恒常的に公表すること。
- 2. これまで航空技術の進展を図る中での課題とされてきた、飛行高度 の引き上げ、航路の分散化など、市民の生活環境に配慮した騒音 対策を、早急に実施すること。